

平成30年10月 5日

関係者各位

備前市 総務部 契約管財課長

「解体工事業」の経過措置について（通知）

平素から、備前市の入札及び契約業務に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、建設業法の改正により解体工事業が新設されたことに伴い、経過措置として、施行日時点で、とび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる者については、施行日から3年間は解体工事業の許可を受けなくても引き続き解体工事を営むことができることとされております。

経過措置については、平成31年5月31日で期間満了となります。

つきましては、解体工事の入札への参加を希望される場合は、解体工事業の建設業許可の取得と経営事項審査を受けてください。

なお、経過措置により解体工事業を行っている方は、**平成31年6月1日以降に完了日となる解体工事の入札への参加資格は認めませんので、平成31・32年度備前市入札参加資格審査申請書を提出される際に申請してください。**

また、入札参加資格審査申請期限までに解体工事業の許可書類が間に合わないときは、追加受付をしますので、平成31年5月31日までに、変更届とともに申請してください。

◎経過措置について

